

## 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案に対する意見

2017年9月12日  
東京私大教連中央執行委員会

「告示案」附則第3項は、東京都23区に所在する大学・短期大学・高等専門学校（以下「23区大学」）について平成30年度における収容定員増を認めないとし、第4項では、平成31年度における大学新設、収容定員増をとまなう学部・学科の設置、収容定員増を認めないとしている。これらは、平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」が「学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、東京23区の大学の学部・学科の新増設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする」とされたことを受け、立法措置に先立つ「暫定的措置」として実施しようとするものである。

私たちは、以下の理由によりこの措置に反対し、告示案を撤回することを求める。

### < 1 地方私立大学の振興策をこそ実施すべきである >

地方私立大学が直面している困難（定員割れの拡大やそれに連動した経営悪化）の根本的な原因は、地方経済が疲弊するなかで大都市圏と地方の所得格差や大学進学率の格差が固定化され、18歳人口の減少と相俟って高校卒業生の大学進学者数が増加しないことにある。最高位である東京都の大学（学部）進学率64%に対し、最下位である鹿児島県の大学進学率は31%という著しい格差（2016年度）が示すように、経済的な理由で大学進学を断念せざるを得ない若者たちが地方に多い現状を改善しない限り、地方私立大学の衰退を食い止めることはできない。しかしながら、政府は地方私立大学振興のための施策を講じず、地方私立大学の淘汰を促進する政策を実施し続けてきた。このことが、地方私立大学をいっそうの苦境に追い込んでいるのである。

早急に措置すべきは、大都市への人口移動をもたらしている地方の所得水準の向上、就業環境や産業構造の改善であり、それに起因する大学進学率の低さを是正するための政策である。給付奨学金等による学費負担軽減のための抜本的な対策を講じるとともに、定員割れを理由とした補助金の不交付・削減を撤廃することが必要不可欠である。政府が地方大学の振興を謳う一方で、再編と淘汰の政策を改めようとしないことは矛盾であるというほかはない。23区大学の定員抑制は、地方大学の困難を何ひとつ解決しない浅薄かつ不合理な政策であり、地方私立大学の魅力を高めていくための抜本的な政策転換こそが必要である。

逆に、23区大学の定員抑制によって首都圏高校生の地方大学への進学者数が増加することも考えられない。家計の可処分所得が長期的に下落し続けている現状では、自宅から通学できる大学に進学することは当然の選択であり、地方私立大学が教育・研究条件を高めることができるような具体的な施策や財政支援措置を何ひとつ講じないまま、23区大学の定員だけ

を抑制するという規制強化策によっては、地方大学の困難が解決されるはずがない。

私立高校での授業料無償化や私学助成の充実によって、世帯年収が全国平均よりも低い地方にあっても、私立高校に進学する生徒は増えている。定員割れを理由とした補助金の不交付・削減を直ちに撤廃し、地方私立大学に手厚い財政支援を講じる等、従来の政策を根本的に転換することこそが求められる。

## **< 2 私立大学の定員管理は、長期計画に基づき、きめ細かな国庫助成と一体的に行われるべきであり、私大経常費補助が減額の一途をたどっているなかでの性急な規制強化は、私立大学全体の発展を阻害するものであること >**

政府はすでに、平成 27 年 7 月 10 日付「平成 28 年度以降の定員管理に係る私立大学等補助金の取扱いについて」（文科省高等教育局私学部長と日本私立学校振興共済事業団理事長の連名）により、大都市圏への学生の集中を是正することを目的として私立大学に厳格な定員管理を求め、入学定員超過率に応じた私立大学経常費補助の減額・不交付措置を強化している。

経常費補助を削減し続けるなかで発出された同通知は、大都市圏の私立大学に「実員の定員化」という形での定員純増という自衛策を取らせることとなった。多くの大学は、実際の学生数を入学定員に合致させるという定員増をいわば駆け込み的に申請し、文部科学省はその殆どを認可している。また、この施策は一部私立大学では授業料の値上げを招き、学生・父母の学費負担をいっそう重くするものとなっている。さらに、定員管理の厳格化による収入減は、総授業科目数の削減や担当授業コマ数の引き上げ等、教職員の教育・研究・労働条件の切り下げや有期雇用教職員の拡大をもたらしている。私立大学経常費補助率が 1981 年度の 29.5% をピークに下降の一途をたどり、2016 年度について 9.9% と 10% を切ってしまった現状においては、経常費補助の増額を伴わない定員管理の厳格化は、学生・父母の経済的負担の増大とともに、私立大学の教育・研究の質の低下をも招きつつある。

私立大学の定員管理は、長期計画に基づき、きめ細かな国庫助成によって私立大学の経営基盤を強固なものとするのと一体的に実施されなければならない。私大経常費補助の大幅な増額、給付奨学金の拡大等、大学の授業料無償化に向けた抜本的な私立大学振興策こそが必要である。性急な規制強化は私立大学全体の発展を阻害するものであり、私たちはこれに強く反対する。

## **< 3 中央教育審議会等での十分な議論も国会審議も経ず、私立大学関係者や関係自治体からの意見聴取も行わずに閣議決定を押し付ける告示改正は、民主的な教育行政のあり方を歪めるものであること >**

今回の告示改正にあたって、中央教育審議会でも極めて形骸的な審議しか行われず、私立大学関係者への意見聴取も実施されていないことは大きな問題である。今回の告示改正は、2002 年に廃止された工場等制限法の一部復活とも言い得るものであり、このような重大な政策変更には、広く関係者からの意見聴取を行ったうえで、慎重な国会審議を通じた法律改正が必要とされる。私たちを含め、広範な私立大学関係者からのヒアリングの機会を設けることを

求める。

東京 23 区の区長によって構成される特別区長会は、8 月 29 日に「東京 23 区の大学の新增設の抑制、地方移転」に反対する要望書をまち・ひと・しごと創成担当大臣と文部科学大臣に提出している。東京都知事もまた、「東京 23 区の大学における定員抑制等に係る緊急要望」を 9 月 4 日にまち・ひと・しごと創成担当大臣、9 月 11 日には文部科学大臣に提出し、明確な反対の意思を表明している。私立大学関係者のみならず関係自治体も反対している施策を、国会審議にもとづく法律改正手続も踏まず、一片の「告示」改正をもって実行することは、あまりにも拙速かつ乱暴であり、民主的な教育行政のあり方を歪めるものである。

以上述べたように、東京 23 区の大学の学生定員を抑制すれば、地方の若者たちが地元の大学に進学するという根拠はない。地方の若者たちが、経済的な心配なく地元の私立大学に進学できるための財政支援と地方私立大学振興策をこそ実施すべきである。また、私大経常費補助の抜本的な増額・充実と一体的に実行されない性急な定員抑制政策は、私立大学全体の発展を阻害し、私立大学の教育・研究の低下を招くものである。

私たちは告示案の撤回を強く要求するとともに、私立大学関係者や関係自治体からの意見聴取を幅広く実施し、国会審議を通じた法律改正という正常な民主的手続きを取るよう求めるものである。

以 上